

まちづくりに関する方針（西中地区）

計画の名称	西中地区田園まちづくり計画
目標・テーマ	<p>～ふれあいと安心感のある 西中の美しい郷づくり～</p> <p>西中には、前山（浦山）やため池の自然、美しい農地、趣ある集落景観、住民同士の交流や伝統行事など、魅力あふれる生活環境があります。</p> <p>今ある魅力に磨きをかけ、生活環境の整備を図り、一人ひとりがふれあいと安心を感じられる、美しい郷づくりを進めていきます。</p>
目標人口*	526人（昭和54年の人口） （現状342人から184人増、2.85人/世帯として65戸増）
まちづくり方針	<p>1. 集落環境の保全に関する事項</p> <p>戸建て住宅を中心とした、快適な生活環境を形成するため、次の方針により整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さは、10m（3階建て）以下とする。 ・合併処理浄化槽の設置を奨励し、新築時には設置を義務づける。 ・事業所や工場等については、生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
	<p>2. 集落景観の保全・形成</p> <p>周辺の自然・田園景観と調和した、美しい集落景観を形成するため、次の方針により整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物はできるだけ勾配屋根とする。 ・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、落ち着いた色調のものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（色彩の基準：マンセル表色系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相YR・R系は彩度6以下、Y系は彩度4以下、その他は彩度2以下、色相Nは認める。 ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・塀等を設置する場合は高いブロック塀は避けできるだけ低く（概ね1.0m以下）する、あるいは塀越しに庭木が見えるようにするなど、潤いある景観づくりに努める。道路沿いで可能な場所については生垣等に努める。なお、生垣や庭木は適切に管理する。 ・玄関周りなどに季節の花などを飾るなど、通行を阻害しないよう配慮しつつ、季節感の景観づくりに取り組む。 ・コンパクトにまとまった現在の集落形態を維持するため、現在の農地を保全し、田園景観の継承を図る。

※目標人口とは、新規居住者の住宅区域の範囲を算定する基準となる過去の最大人口である。

まちづくり方針	3. 公共施設の整備を図る取組	<p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の生活道路については、道路排水に配慮しつつ、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良（拡幅、隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等）を図る。 ・特に主要道路（東西線、南北線）については、重点的、優先的に改良に取り組む。（まちづくり構想図の赤線） ・主要な生活道路（市道）の拡幅にあたっては、道路中心線から片側2.17mセットバックすることで有効幅員4mを確保するため、協定道路制度等の活用を図る。（まちづくり構想図の青線） <p>公園 広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園（ふれあい広場、大神宮社広場）については、遊具の安全点検など、適正な維持管理を図る。 	
	4. その他の施設の整備を図る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・前山（浦山）からの眺望を楽しめる施設（展望休憩所など）の整備を目指す（頂上や大石付近など）。 	
	5. 安全安心対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地、空き家の管理徹底に取り組む。 ・「一戸一灯運動」に取り組む、安全な環境をつくる。 ・住民同士のふれあい、交流を促進し、互助の精神、安心感のある関係づくりに取り組む。（伝統行事や公会堂等を使った交流） 	
	6. 歴史を活かす取組	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源を守る。（毘沙門堂、地蔵、大神宮社、石造十三層塔の残欠、古墳、お不動さんなど） ・とんど祭や伝統行事などを継承する。 	
	7. 自然を活かす取組	<ul style="list-style-type: none"> ・前山（浦山）の登山道の整備に取り組む。（登山道整備、ササ刈り、展望所整備など） ・水辺環境の保全活用に取り組む。（ため池や水路の清掃、管理等） ・植樹や花づくりに取り組む。（ふれあい広場前の桜と花壇の管理、景観作物栽培など） 	
	8. 地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区とする。 ・隣接する大字まで含む。 	
	附図	まちづくり構想図	この方針に示すまちづくりの目標を実現するために、取り組むべきまちづくりの内容を示すもの。
		まちづくり区分図	<p>まちづくり構想をもとに、将来の土地利用イメージを表すために、下記の区分を定めたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全ゾーン（森林保全ゾーン、農業保全ゾーン） ・開発許容ゾーン（農住共存ゾーン）